

より多くの人に支えられるために—

認定NPO法人 になろう

認定NPO法人はやわかりガイド

兵庫県 神戸市 ひょうご中間支援団体ネットワーク



これでああなたの団体も
認定NPO法人になれるかも—

認定NPO法人になるのって難しそう…

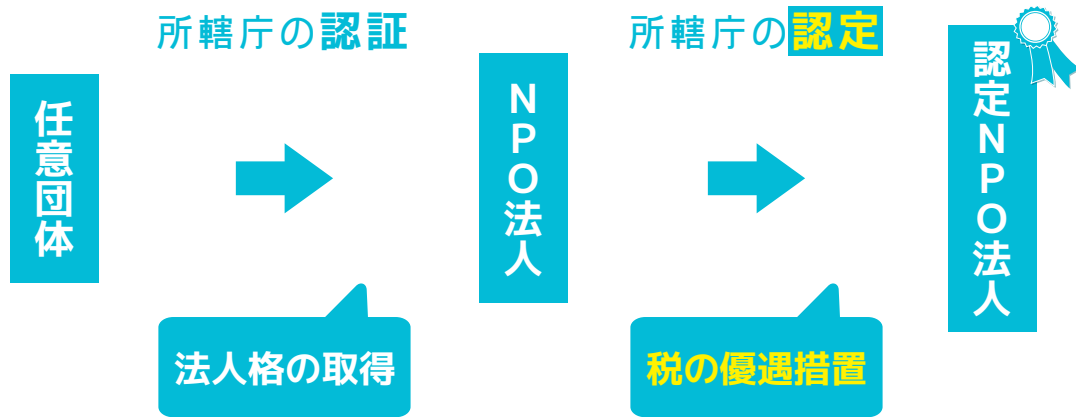
そもそも認定NPO法人ってなに？

そんな不安や疑問にお答えする、

カンタンわかりやすい、NPO法人向け超入門編

認定NPO法人
ってなに？

認定NPO法人って？



認定NPO法人はこんな団体

- ✓ 多くの市民に支えられている
- ✓ 運営組織・事業活動が適正
- ✓ 自らの情報を広く公開している

▶ **認定NPO法人に！**

👉 認定の期間は5年間

有効期間満了後も引き続き認定NPO法人として活動するためには、更新の手続きが必要です。

認定NPO法人のメリットと注意点

メリット

- ♥ 社会的信頼が増し、いろいろな組織・団体と連携しやすくなります！
- ♥ 寄付金が集めやすくなり、財政基盤を強化できます！
- ♥ 認定基準をクリアするための準備を通じて、組織を強化することができます！
- ♥ 役員やスタッフの法人運営に対する意識が高まります！

注意点

- ⚠ 情報公開をより一層徹底する必要があります
- ⚠ 寄付金の管理に関する事務手続きが増えます
- ⚠ 毎年度報告しなければならない書類が増えます
- ⚠ 更新のためには常に認定基準をクリアしておかなければなりません

税制優遇の内容って？

*本ページの計算例は一例です

1. 個人 ▶▶▶ 寄付金控除

個人が認定NPO法人または仮認定NPO法人に寄付をした場合、寄付金控除を受けられます

小口の寄付にも効果大！

寄付者が自分に有利な方を選択できます！

高所得者はこちらがトク

税額控除

寄付金額のうち、一定割合を税額から直接控除する方法



所得控除

所得から寄付金を控除した後に税率を掛ける方法

給与収入300万円で1万円寄付したら…

寄付金額 適用下限額
10,000円 - 2,000円
= 8,000円
対象金額



所得税 ×40%
住民税 ×10%

税額控除を選択

4,000円が税額から控除

適用限度額

寄付金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

*2,000円を超える部分のみ対象になります

2. 法人 ▶▶▶ 損金算入限度額増

法人が認定NPO法人または仮認定NPO法人に寄付をした場合、損金算入限度額が増えます

NPO法人 一般損金算入限度額



認定NPO法人
仮認定NPO法人

一般損金算入限度額 + 特別損金算入限度額

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が大きくなります

一般損金算入限度額 = (資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1/4

特別損金算入限度額 = (資本金等の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2

資本金1000万円、所得金額100万円の企業が寄付したら…

一般のNPO法人 → 12,500円

認定・仮認定NPO法人 → 62,500円

およそ5倍に！

3. 相続人 ▶▶▶ 相続税が非課税に

相続人が認定NPO法人に寄付をした場合、相続財産が非課税になります
*仮認定NPO法人は対象外

相続や遺言による財産 - 認定NPO法人への寄付 = 課税対象の財産

相続財産1億円で3000万円寄付したら…

相続財産1億円 → 相続税課税対象 7,000万円

4. 認定NPO法人 ▶▶▶ みなし寄付金制度

認定NPO法人はみなし寄付金制度の適用を受けられます
*仮認定NPO法人は対象外



みなし寄付金

収益事業から得た利益を一定の範囲で寄付金とみなして、非収益事業に使用することができます。結果的に収益事業にかかる法人税が軽減されます。

認定NPO法人になるための基準って？

1. パブリックサポートテスト（PST）を満たしていること

寄付金の額、寄付者の人数等によって、どれだけ多くの市民に支えられているかを確認するための基準です

いずれか1つを満たせばOK

- 経常収入金額に占める寄付金等収入金額の割合が20%以上です **相対値基準**
- 各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数が年平均100人以上います **絶対値基準**
- 都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けています **条例個別指定**

2. 事業活動のうち、共益的な活動の占める割合が50%未満であること

共益的な活動とは、特定の人や物、地域等を対象とした以下のような活動を指します

このような活動が50%未満ならOK

- 会員等一部の限定したメンバーのみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- 特定のグループや地域にのみ便益が及ぶ活動
- 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広報宣伝などの活動
- 特定の者の意に反した行為を求める活動

3. 運営組織及び経理が適切であること

組織が特定の人・グループに支配されておらず適正に運営されているかどうか、会計処理が適正で帳簿の記録・保存を適切に行っているかどうかを確認するための基準です

すべて満たしていればOK

- 役員総数のうち、特定の役員とその親族関係者の割合、及び特定の法人の役員や従業員等の占める割合が1/3以下です
- 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存しています
- 支出した金銭について使途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていません

Check ✓

帳簿の記録・保存は適切？ 領収書等、証憑書類の保存も忘れずに！

役員構成は慎重に！

4. 事業活動について一定の要件を満たしていること

宗教・政治活動や特定の個人・団体の利益を目的とした活動を行っていないかを確認するための基準です

すべて満たしていればOK

- 宗教活動、政治活動は行っていません
- 役員や社員、職員、寄付者等に対して特別の利益を与えていません
- 営利企業や、政治・宗教団体、公職の候補者（公職にある者）に寄付を行っていません
- 実績判定期間において総事業費のうち、特定非営利活動に係る事業費の占める割合が80%以上です
- 実績判定期間において寄付金のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた割合が70%以上です

5. 情報公開を適切に行っていること

- 法で義務付けられた情報公開書類について、一般の人から閲覧の請求があった場合、適切に開示しています

6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること

- 事業報告書や計算書類等を毎事業年度初めの3か月以内に所轄庁に適正に提出しています

提出期限は必ず守りましょう！

7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

すべて満たしていればOK

- 法令や法令に基づいてする行政庁の処分違反するような事実はありません
- 偽りや不正の行為によって利益を得た、あるいは得ようとした事実はありません
- その他公益に反するような事実はありません

Check ✓

法人税・消費税等の滞納はない？
源泉所得税を納めている？
期日を守って登記している？
雇用は労働基準法を守ってる？

8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

一定の活動実績があるかを確認するための基準です

すべて満たしていればOK

- 申請した年度の初日において、NPO法人設立から1年を超える期間が経過しています
- 原則として2つの事業年度を終えています

欠格事由

公の機関への許認可等の申請において、認められない理由のことをいいます。認定NPO法人制度にも「暴力団の統治下にある」「税の滞納処分が執行されている」等の欠格事由が定められています。

実績判定期間

認定基準を満たしているかどうかを判定するための期間です。認定申請する直前の事業年度から5年になります。ただし、初めて認定を受ける場合は、2年になります。

事業年度	2016年度	2017年度	2018年度	...	2022年度	2023年度
初めての場	実績判定期間 2年間		申請			
更新の場合	実績判定期間 5年間					更新

認定NPO法人を目指すための3つのルート



PST ルート1 相対値基準

経常収入金額に占める寄付金等収入金額の割合が20%以上であること

実績判定期間内における数字で計算してください

概算を
出してみよう!

A. 寄付金総額	() 円	
→ B. 同一者からの寄付金のうち、Aの10%を超える額	() 円	
→ C. 1,000円未満の寄付金 (同一者からの合計額)	() 円	
→ D. 氏名又は名称が明らかでない寄付金	() 円	
E. 寄付金等収入金額 (A-B-C-D)	() 円	E: 寄付金等収入金額 () 円
F. 活動計算書の総収入合計額	() 円	
→ G. 国・地方公共団体からの補助金等	() 円	
→ H. 資産売却による臨時収入	() 円	
→ I. 1,000円未満の寄付金 (同一者からの合計額)	() 円	
→ J. 氏名又は名称が明らかでない寄付金	() 円	
K. 経常収入金額 (F-G-H-I-J)	() 円	K: 経常収入合計額 () 円

≥20%

PST ルート2 絶対値基準

年間3,000円以上の寄付者の数が年平均100人以上であること

*実績判定期間中

実績判定期間内の寄付者の数

3,000円以上の 寄付者の数	() 年度	() 年度	} ×12	≥100人
	() 人	() 人		
月数	() か月	() か月		

寄付者
寄付者には、役員からの寄付は含みません。また、生計を一にするものからの寄付は1人とするなど、制限があります。

ルート3 仮認定NPO法人後にルート1又は2の基準を満たす

左ページの基準1 (PST) 以外を満たしてまず「仮認定NPO法人」になり、3年の間に税制優遇を活用して寄付をしっかりと集め、PSTを満たして「認定NPO法人」を目指すという2段階のルート

仮認定の有効期間は仮認定の日から **3年間**

NPO **法人設立5年以内**の法人が対象

*仮認定の場合は、認定NPO法人と名乗ることはできません。
「仮認定NPO法人」または単に「NPO法人」と名乗ることになります。

仮認定は1回限り

税制優遇制度を使って、3年の有効期間内に寄付者を確保し認定に移行できるよう、しっかりと計画を立てて臨みましょう。

ルート1、2、3以外にも「都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けている」法人は、PSTを満たしたとされる制度があります。しかし、2016年2月末現在、兵庫県内で指定された法人はありません。

認定NPO法人の声

いろんな団体がいろんな方法で認定・仮認定を目指しています！

分野も、福祉・環境・子育て・まちづくり・中間支援などさまざま！

Q1 認定を取った理由って？

信頼性をより高め、応援して下さる方に安心して寄付して頂きたかったからです。

寄付をして頂ける方に少しでもメリットがあればと思い、認定NPO法人を目指すことになりました。

私たちの活動の客観的な評価を明確にすることで、企業との協働事業をさらに増やしたいと考えたからです。

地域や社会のニーズを掘り起こし、先駆的な事業を実施し、地域のNPOの先導役・指南役になるためです。

試しにPSTの簡易計算をしてみたら、あっさり基準をクリアしていたのがきっかけです。もっと前から認定の制度を知っておけばよかったと思っています。

Q2 認定を取って良かったことは？

申請を通して、総務・会計等の業務整備、法令遵守の取り組みなど、法人運営の力量を引き上げていくことの重要性について学びました。

役員やスタッフの社会貢献への意識が高まってきたというのはもちろんですが、確実に変化したな、と実感しているのは外部の視点です。実際に、企業からの大口寄付があり、また新たな地域貢献事業ができるようにもなりました。企業メリットが明快地に規定されている認定ならではの点だと思います。

新聞掲載等によって、正会員・賛助会員や関係者の事業に対する認識や評価が向上しました。

連携や寄付の対象先として認知されました。

企業から地域貢献活動に関する相談やNPO活動に協力したいというオファーが増えました。

Q3 申請する上で大変だったことは？

申請手続きの中で、一番強く感じたことは、関係書類の整理と保管を徹底しなければということです。

就業規則、賃金規定の給与体系で、各受託事業の中での人件費を給与として取り扱うことに対する基準がなく、新たに作成したこと。労務関係の書類作成は特に大変でした。

実務で処理している担当者の認識を、書類上で説明したり規約や規定として文章化するのが大変でした。

寄付金額を増やしてもらったり、寄付者を100名以上集めるのが大変でした。

認定の基準の中で、「寄付金の70%を特定非営利活動に充てる」という要件があります。寄付金の用途を細かく整理・説明していく事が大変でした。寄付は集めるだけでなく、その用途についてもきっちり考えていかなければならない、という点をあらためて考えさせられました。

Q4 これから認定を目指す団体へアドバイス

正確な会計処理と議事録等、各種重要書類の整理保存に尽きると思います。

認定を取得しても、待っているだけでは資金や寄付は集まってこない、自分から集める力、特に人脈が必要です。今のうちからネットワークを広げる努力をしておいた方が良いでしょう。

認定を取得してどうなりたいのか、その将来像をきちんと役員やスタッフが共有しておく必要があります。その共有こそが最大のメリットですので、焦らず時間をかけてでも団体内で議論を尽くしてほしいと思います。

認定を受けるためには実績判定期間（2年）の体制を整備する必要があり、今から目指しても認定は2年後になってしまう場合も考えられます。できるだけ早期に認定を目指す意思決定を法人内でしておく事をおすすめします。

わからないこと、疑問に思うことは、早い段階で所轄庁等に相談することが解決の早道だと思います。

申請から認定までの審査期間は、標準として6ヶ月ですが、関係書類の整備状況などにより左右されます。長引かないよう、書類などはしっかり整理しておきましょう。

認定を取得した団体の事業規模をみると、大きいところでは1億円超のところもありますが、小さいところでは、150万円弱のところもあります。

また、設立後3年以内に取得している法人も複数あります。まだスタートしたばかりで事業規模が小さくても、あきらめるのは早い！ぜひお近くの相談窓口（裏表紙参照）にご相談ください。

認定NPO法人を目指すなら、こんな準備が必要！

Step1 団体内で今後目指すべき方向性を議論しよう！

理事やスタッフと、団体のビジョンやミッションと照らし合わせて

- 私たちの団体は、今後どんな方向を目指すか
- そのために、認定NPO法人を目指すかどうか
- 認定を取得するのはいつ頃がよいか
- 認定NPO法人を目指すためにはどんな準備が必要か、誰がどんな準備をするのか
- 仮認定制度を活用するのかどうか

などを考えましょう！

Step2 認定NPO法人取得に向けて、組織を点検しよう！

認定NPO法人になるためには、組織基盤を整備することが大切です

- 会計の帳簿類・証憑類などは整っているか
- 寄付金の領収書類、寄付者名簿等は整っているか
- 各種規程は整備されているか
- 人を雇用している場合、労働基準法を順守できているか
- 変更登記等は期日を守って申請しているか

認定の準備をすることを通じて、組織を強化することができます！

などを確認しましょう！

Step3 認定申請の準備をしよう！

具体的に認定申請の準備をしましょう

- 実績判定期間がどの期間にあたるのかを確認
- 実績判定期間中の各事業年度の活動計算書の数字を合算
- パブリックサポートテストを計算
- どのルートで申請するかを決定

ルート1 相対値基準

ルート2 絶対値基準

ルート3 仮認定を取得

*詳しくは4ページへ

- 寄付者名簿を作成
- 申請書類を作成
申請書類はWEBサイト「県民ボランティア活動の広場」からダウンロードできます
*神戸市の申請書類は神戸市のホームページからダウンロードできます



申請・審査

認定・仮認定取得！

続きはこちらで

認定・仮認定NPO法人を目指すなら、必読です！

兵庫県・神戸市版 NPO法人の手引 2 認定NPO法人編

WEBサイト「県民ボランティア活動の広場」からもダウンロードできます。

県民ボランティア活動の広場

検索

URL: <http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/v-hyogo/>



認定NPO法人に関する相談窓口



1 NPO法人場とつながりの研究センター

三田市三田町29-14
TEL 079-553-2521 FAX 079-553-2522

2 認定NPO法人宝塚NPOセンター

宝塚市栄町2-1-1 ソリオ1-3階
TEL 0797-85-7766 FAX 0797-85-7799

3 NPO会計支援センター

宝塚市米谷2-2-39-203
TEL 0797-26-6535 FAX 0797-81-4603

4 NPO法人シンフォニー

尼崎市御園町5 尼崎土井ビルディング2階
TEL 06-6412-8448 FAX 06-6412-8444

5 NPO法人コミュニティ事業支援ネット

(指定管理施設：西宮市市民交流センター)
西宮市高松町20-20
TEL 0798-65-2251 FAX 0798-65-2252

6 認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸

神戸市東灘区住吉東町5-2-2 ビュータワー住吉館104
TEL 078-841-0310 FAX 078-841-0312

7 認定NPO法人市民活動センター神戸

神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル3階
TEL 078-367-3336 FAX 078-367-3337

8 NPO法人シミズシーズ

加古川市加古川町寺家町天神木97-1
東播磨生活創造センター「かこむ」内
TEL 079-422-0402 FAX 079-421-0407

9 認定NPO法人コムサロン21

姫路市下寺町43 姫路商工会議所新館4階
TEL 079-224-8803 FAX 079-224-1553

兵庫県

兵庫県企画県民部協働推進室 NPO・ボランティア活動支援班

〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県庁1号館3階
TEL 078-362-9102 FAX 078-366-0167

神戸市

神戸市市民参画推進局参画推進部市民協働推進課

〒650-8570
神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市役所1号館24階 (協働と参画のプラットフォーム)
TEL 078-322-6836 FAX 078-322-6037

ひょうご中間支援団体ネットワーク参加団体

一般財団法人明石コミュニティ創造協会
NPO法人あしやNPOセンター
NPO法人ウィズアス
一般社団法人ウィズささやま
NPO会計支援センター
NPO法人北播磨市民活動支援センター
NPO法人gift
NPO法人神戸まちづくり研究所
NPO法人コミュニティアートセンタープラッツ
認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸

認定NPO法人コムサロン21
NPO法人コミュニティ事業支援ネット
三田市市民活動推進プラザ
認定NPO法人市民活動センター神戸
認定NPO法人しみん基金・KOBÉ
NPO法人市民事務局かわにし
NPO法人シミズシーズ
NPO法人しゃらく
NPO法人シンフォニー
NPO法人ソーシャルデザインセンター淡路

認定NPO法人宝塚NPOセンター
NPO法人場とつながりの研究センター
NPO法人阪神・智頭NPOセンター
NPO法人ひと・まち・あーと
姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター
公益財団法人ひょうごコミュニティ財団
ひょうごボランティアプラザ
NPO法人ひょうご・まち・くらし研究所
(2016年2月現在)